新旧対照表

旧	新	摘要
１　目的　（略） ２　用語の定義 （１）適用工事 現場閉所による週休２日制工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。 （２）現場閉所による週休２日制工事 １）週休２日制 対象期間において、４週８休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 ２）対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間外は「（６）対象期間外」のとおりである。 ３）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。 ４）～６） ７）完全週休２日 月単位の４週８休以上を達成し、かつ対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日の現場閉所を行った状態をいう。なお、対象期間が４週間（２８日）に満たない場合を除く。	１　目的　（略） ２　用語の定義 （削除） （１）現場閉所による週休２日制工事 １）週休２日制 対象期間において、４週８休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 ２）対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間から除くものは「（６）対象期間外」のとおりである。 ３）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ４）～６） ７）完全週休２日（土日） 月単位の４週８休以上を達成し、かつ対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日の現場閉所を行った状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 また、受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、原則当該週、やむを得ない場合のみ次週単位内において、振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなす。	削除 修正 修正 追加

新旧対照表

旧	新	摘要
（3）週休２日交替制工事 １）週休２日交替制 ２）～３）（略） ４）対象期間 元請け業者の対象者が当該工事に従事した期間※をいう。なお、対象期間外は「（６）対象期間外」のとおりである。 ※従事期間：元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請け業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。 ５）～６）（略） （4）４週８休以上　（略） （5）月単位　（略） （6）通期 対象期間において、４週８休以上（２８．５％以上）の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。 （7）対象期間外　（略）	（2）交替による週休２日制工事 １）交替による週休２日制 ２）～３）（略） ４）対象期間 元請け業者の対象者が当該工事に従事した期間※をいう。なお、対象期間から除くものは「（６）対象期間外」のとおりである。 ※従事期間：元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請け業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。 ５）～６）（略） ７）交替による完全週休２日 月単位の４週８休以上を達成し、対象期間の全ての週において、対象者が交替しながら１週間に ２日間以上の休日を確保した状態をいう。 また、受注者の責によらず、休日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、原則当該週とし、やむを得ない場合のみ次週単位内において、振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなす。 （3）４週８休以上　（略） （4）月単位　（略） （5）通期 対象期間において、４週８休以上（２８．５％以上）の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。 なお、暦上の土日の閉所では４週８休以上（２８．５％以上）に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上（２８．５％以上）を達成するものとみなす。 （6）対象期間外　（略）	修正 修正 追加 追加

新旧対照表

旧	新	摘要
３ 対象工事 千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事 （１）発注者指定型 発注者が指定した工事（原則全ての工事） （２）受注者希望型 現場閉所及び週休２日交替制いずれにもより難い発注者指定型以外の工事。ただし、以下に該当する場合は対象外とすることができる。 ・現場施工が１週間未満の工事 ・緊急随意契約による災害復旧工事等	３ 対象工事 土木工事標準積算基準を適用する工事（その他これらに類する工事を含む） ただし、現場施工が１週間未満の工事を除く （１）発注者指定型 発注者が指定した工事（原則全ての工事） （２）受注者希望型 現場閉所及び交替による週休２日制いずれにもより難い発注者指定型以外の工事。 ただし、以下に該当する場合は対象外とすることができる。 ・緊急随意契約による災害復旧工事等	修正
４ 発注方式 現場閉所による週休２日制工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。	４ 発注方式 現場閉所による週休２日制工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替による週休２日制工事とすることができる。	修正
５ 工期の設定 （略）	５ 工期の設定 （略）	
６ 実施方法 （１）～（２） （略） （３）受注者希望型での取組み 週休２日制又は週休２日交替制を希望する受注者希望型の受注者	６ 実施方法 （１）～（２） （略） （３）受注者希望型での取組み 現場閉所又は交替による週休２日制を希望する受注者希望型	修正

新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。</td><td>の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>（４）対象期間の協議
発注者指定型及び週休２日制又は週休２日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに週休２日の取組方式（週休２日制又は週休２日交替制）、対象期間、現場閉所予定日又は休日予定日を書面により監督職員と協議すること。</td><td>（４）対象期間の協議
発注者指定型及び現場閉所又は交替による週休２日制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに週休２日の取組方式（現場閉所又は交替による週休２日制）、対象期間、現場閉所予定日又は休日予定日を書面により監督職員と協議すること。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>（５）～（６）　（略）</td><td>（５）～（６）　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（７）取組状況の確認
発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「７　積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休２日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。</td><td>（７）取組状況の確認
発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「７　積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休２日の達成結果について、書面により通知するものとする。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>７　積算方法</td><td>７　積算方法</td><td></td></tr>
<tr><td>（１）経費補正
対象期間において４週８休以上の取組みを達成した場合、労務費や機械経費の内訳が明らかとなっている単価については、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。なお、内訳が明らかとなっていない市場単価方式については、別紙１の補正係数を乗じるものとし、土木工事標準単価については、別紙２の補正係数を乗じるものとする。</td><td>（１）経費補正
対象期間において完全週休２日（土日）及び月単位の取組みを達成した場合、労務費の内訳が明らかとなっている単価については、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。なお、内訳が明らかとなっていない市場単価方式については、別紙１の補正係数を乗じるものとし、土木工事標準単価については、別紙２の補正係数を乗じるものとする。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td></td><td>・現場閉所による週休２日制工事の補正（完全週休２日（土日））
<table><tr><th>現場閉所
（現場閉所率）</th><th>労務費</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr><tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０２</td><td>１．０３</td></tr></table></td><td>追加</td></tr>
</table>

新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>
・現場閉所による週休２日制工事の補正（月単位）
<table>
<tr><th>現場閉所
（現場閉所率）</th><th>労務費</th><th>機械経費
（賃料）</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０４</td><td>１．０２</td><td>１．０３</td><td>１．０５</td></tr>
</table>
・現場閉所による週休２日制工事の補正（通期）
<table>
<tr><th>現場閉所
（現場閉所率）</th><th>労務費</th><th>機械経費
（賃料）</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０２</td><td>１．０２</td><td>１．０３</td></tr>
</table>
・週休２日交替制工事の補正（月単位）
<table>
<tr><th>交替制
（平均休日率）</th><th>労務費</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０４</td><td>１．０３</td></tr>
</table>
・週休２日交替制工事の補正（通期）
<table>
<tr><th>交替制
（平均休日率）</th><th>労務費</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０１</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・現場閉所による週休２日制工事の補正（月単位）
<table>
<tr><th>現場閉所
（現場閉所率）</th><th>労務費</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０１</td><td>１．０２</td></tr>
</table>
（削除）

・交替による週休２日制工事の補正（完全週休２日）
<table>
<tr><th>交替
（平均休日率）</th><th>労務費</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０３</td></tr>
</table>
・交替による週休２日制工事の補正（月単位）
<table>
<tr><th>交替
（平均休日率）</th><th>労務費</th><th>現場管理費率</th></tr>
<tr><td>４週８休以上
（28.5%以上）</td><td>１．０２</td><td>１．０２</td></tr>
</table>
（削除）
</td>
<td>
修正

削除

追加

修正

削除
</td>
</tr>
</table>

新旧対照表

旧	新	摘要
（２）発注者指定型 当初設計時において、月単位の４週８休以上であった場合の補正係数を乗じて経費補正を行うものとする。	（２）発注者指定型 当初設計時において、完全週休２日（土日）であった場合の補正係数を乗じて経費補正を行うものとする。 また、当初契約後、現場着手日前に受注者の意向を確認し、完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、直近の契約変更において月単位の４週８休を達成した場合の補正係数に変更を行う。	追加
ただし、対象期間における現場閉所状況が、月単位の４週８休に満たなかった場合は、通期の４週８休以上の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休も達成できなかった場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。	ただし、対象期間における現場閉所状況が、月単位の４週８休に満たなかった場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。	削除
（３）受注者希望型 当初設計時において、経費補正は行わない。 ただし、対象期間における現場閉所状況が、通期の４週８休以上を達成している場合は、通期の補正係数に変更するものとし、月単位の４週８休以上も達成している場合は、月単位の４週８休以上の補正係数に変更を行うものとする。	（３）受注者希望型 当初設計時において、経費補正は行わない。 ただし、対象期間における現場閉所状況が、月単位の４週８休以上を達成している場合は、月単位の４週８休以上の補正係数に変更を行うものとし、完全週休２日（土日）も達成している場合は、完全週休２日（土日）の補正係数に変更を行うものとする。	修正
（４）契約変更　（略）	（４）契約変更　（略）	
８　工事成績評定 対象期間において４週８休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。 工事成績評定の配点は、以下のとおりとする。	８　工事成績評定 週休２日制工事の達成状況による「創意工夫」での工事成績の加点、減点は行わない。	修正

新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>（対象期間における）</td><td>週休２日制
工事</td><td>週休２日交替制
工事</td></tr>
<tr><td>月単位※１で
４週８休以上の達成</td><td>２点</td><td>２点</td></tr>
<tr><td>完全週休２日※２で
４週８休以上の達成</td><td>３点</td><td>―</td></tr>
</table>
※１　月単位は、月単位の対象期間において、該当する全ての月が達成出来た場合に加点する。
※２　完全週休２日は、月単位の４週８休以上を達成し、かつ対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日で現場閉所を達成出来た場合に加点する。
なお、対象期間が４週間（２８日）に満たない場合を除く。

９　実施の明示
発注者指定型及び週休２日制又は週休２日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙２を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、週休２日制工事又は週休２日交替制工事を実施している旨を明示すること。

１０　その他　（略）
附則　（略）
</td><td>
（削除）

９　実施の明示
発注者指定型及び現場閉所又は交替による週休２日制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙２を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、現場閉所又は交替による週休２日制工事を実施している旨を明示すること。

１０　その他　（略）
附則　（略）
附則
１　この要領は、令和７年１０月１日から施行する。
２　この要領は、土木工事標準積算基準の適用日が令和７年１０月１日以降のものから適用する。
</td><td>
削除

修正

追加
</td></tr>
</table>

新旧対照表

旧

別紙１

週休２日制工事における土木工事市場単価方式の補正係数

工種名	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休２日制工事における下水道工事市場単価方式の補正係数

名称	規格・仕様	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取組管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

市場単価の週休２日補正後の単価の端数処理は、小数点第３位切り捨て２位止めとする。

新

別紙１

週休2日制工事における土木工事市場単価方式の補正係数

工種名	区分	現場閉所		交替	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休2日制工事における下水道工事市場単価方式の補正係数

名称	規格・仕様	現場閉所		交替	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取組管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価の週休２日補正後の単価の端数処理は、小数点第３位切り捨て２位止めとする。

摘要

修正

新旧対照表

旧

別紙２

週休２日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式接手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗版付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（義生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

土木工事標準単価の週休２日補正後の単価の端数処理は、小数点第３位切り捨て２位止めとする。

新

別紙２

週休２日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	現場閉所		交替	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式接手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗版付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（義生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
Ｈ型ポラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
構築用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02	1.02	1.02

市場単価の週休２日補正後の単価の端数処理は、小数点第３位切り捨て２位止めとする。

摘要

修正

新旧対照表

旧	新	摘要
 工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休２日の計画表などを貼付け	 工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休２日の計画表などを貼付け	修正